

# 令和7年度水島港埠頭制限区域警備業務仕様書

岡山県備中県民局  
水島港湾事務所

## I 総則

### 1 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 警備対象場所

水島港水島地区西公共埠頭、玉島地区玉島外貿1号埠頭、玉島地区玉島ハーバーアイランド（以下、HIという。）6号埠頭（国際コンテナターミナル）、玉島地区玉島HI7号埠頭、玉島地区玉島3号埠頭及び玉島地区玉島4号埠頭の埠頭立入制限区域（以下「制限区域」という。）とする。（別紙1参照）

### 3 警備方法

警備方法は、上記2における制限区域に立ち入ろうとする全ての者及び車両等に対し出入管理を実施する常駐警備及び機械警備設備（監視カメラ、センサー等）（以下「警備設備」という。）による機械警備とする。

### 4 通報

受託者は、不法侵入等の異常事態が発生した場合、直ちに関係機関へ通報する。

### 5 警備記録

受託者は、警備時間帯終了後に警備状況を詳細に記載して委託者に提出する。

### 6 鍵の管理

委託者は、業務に必要な制限区域各ゲートの合鍵を受託者に貸与する。

合鍵の管理については、受託者の責任において万全の管理を行い、万一、紛失又は毀損した場合は直ちに報告するとともに、速やかに現状復旧及びそれまでの代替措置を行う。

### 7 補償額

受託者は、業務遂行中、受託者の過失により生じた委託者の損害について、1事故につき10億円の範囲内で損害を賠償する。

### 8 契約方法

委託者と受託者は、常駐警備と機械警備の2種類の警備方法を同時に実施することを内容とした1件の契約を締結するものとする。

### 9 委託額の算出

#### (1) 常駐警備

ア 月額警備委託料は、国際航海船舶の利用に供される実績時間により算出され、月ごとに増減するため、単価契約とし、時間単価に月間の実績時間数を乗じて、1箇月の委託額を算出し支払うものとする。

イ 時間単価とは、昼間時間（5時00分から22時00分まで）1時間の単価（消費税額及び地方消費税を除く）とする。

ウ 夜間時間（22時00分から翌朝5時00分まで）については、夜間時間単価を適用する。

夜間時間単価

時間単価 × 1.50（小数点以下は切り捨てる）

(2) 機械警備

機械警備の委託額は、月額とする。

10 支払方法

受託者は、上記9で算出された1箇月ごとの委託額（常駐警備の実績時間に応じた額と機械警備の額の合計額）とその警備に関する明細書を添付し、消費税とともに委託者に請求するものとする。

II 常駐警備

1 警備内容

- (1) 警備対象場所への常駐による立哨警備とし、受託者は、委託者の指示に従い制限区域内に立ち入ろうとする者及び車両に対して、保安レベルに応じた出入管理を実施し、正当な理由がない者の立入を制限する。
- (2) 各警備対象場所の配備人員数は、原則1名とする。  
ただし、玉島H I 6号埠頭（国際コンテナターミナル）の昼間及び玉島H I 7号埠頭で委託者が特別に指示する場合の配備人員数については、2名とする。
- (3) 受託者は、不法な侵入者及び不審者や不審物等を発見等の緊急事態が発生した場合には、直ちに関係機関及び委託者へ通報し、その指示により必要な措置を実施する。
- (4) 受託者は、警備に付く前後に制限区域内を巡回し、保安設備等（フェンス、センサー、照明等）の異常の有無を確認するとともに、異常を発見した場合は、直ちに委託者に報告し必要な指示を受ける。
- (5) 出入管理については、各ゲートにおいて3点確認（本人確認、所属確認、目的確認）を行うとともに、立入者が所持する身分証明書と照合する。  
なお、玉島H I 6号埠頭（国際コンテナターミナル）については、委託者が指定する割合の入場者に対し、立入者が所持する立入許可証の有効期限の確認を行うとともに、委託者が配布する失効リスト等による有効性の確認を実施するものとする。

2 警備時間

- (1) 受託者が常駐警備を行う時間帯については、警備対象場所が国際航海船舶の利用等に供される日のうち、別表に定める時間及び委託者が指定する時間とする。
- (2) 令和7年度常駐警備年間予定時間について  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までの常駐警備年間予定時間を以下のとおりとする。  
ただし、国際航海船舶の利用等に供される時間により増減する。  
ア 昼間時間 17,000時間/年  
イ 夜間割増時間 1,000時間/年
- (3) 委託者は原則として、常駐警備開始の前日までに、翌日に警備を要する場所及び時間帯を指定し、受託者に通知する。

### Ⅲ 機械警備

#### 1 警備内容

受託者は、警報設備による警備を次のとおり行う。

- (1) 受託者は、機械警備を行う管制要員を定め、受託者の営業所等にて、制限区域内での異常の有無を監視する。
- (2) 受託者は、前項に記載する方法により異常事態を覚知した場合は、直ちに緊急要員を急行させ異常事態の確認とともに関係機関及び委託者へ通報し、その指示により必要な措置を実施する。
- (3) 受託者は、警報設備の故障により作動に異常を生じた場合は、直ちに委託者へ異常の状況を通報し、その指示により必要な措置を実施する。
- (4) 受託者は、上記(2)及び(3)に定める通報と併せ、委託者に対して事案の詳細を書面にて報告する。

#### 2 警備時間

受託者は、24時間体制で機械警備を行うものとする。

#### 3 警報設備等の設置

制限区域の警報設備は、委託者が既に設置している設備を用いることとし、受託者の営業所等に設置する警報設備及び制限区域から受託者の営業所等の間に敷設する通信回線並びにその設置及び運用費用は受託者の負担とする。

### Ⅳ その他

その他業務の実施において上記に無い事象が発生した場合は、委託者と受託者で協議を行い決定するものとする。

#### <別表> 警備員数及び警備時間

| 埠頭名/警備員数    |     | 警備時間   |
|-------------|-----|--|
| 西公共埠頭       | 1   | 全日の07:00～21:00(外航船接岸がない場合も含む)<br>外航船接岸時は、上記時間に接岸1時間前及び離岸までを加える。                                  |
| 玉島外貿1号埠頭    | 1   | 外航船接岸時の06:00～22:00(土日祝含む)<br>外航船接岸時は、上記時間に接岸1時間前及び離岸までを加える。<br>ただし、外航船接岸時であっても22:00～06:00は閉鎖     |
| 国際コンテナターミナル | 2   | 月～金の08:00～17:00(外航船接岸がない場合を含む)<br>土の08:00～15:00(外航船接岸がない場合を含む)<br>外航船接岸時は、上記時間に接岸1時間前及び離岸までを加える。 |
| 玉島3号埠頭      | 1   | 外航船接岸時の06:00～22:00(土日祝含む)<br>外航船接岸時は、上記時間に接岸1時間前及び離岸までを加える。<br>ただし、外航船接岸時であっても22:00～06:00は閉鎖     |
| 玉島4号埠頭      | 1   | 外航船接岸時の06:00～22:00(土日祝含む)<br>外航船接岸時は、上記時間に接岸1時間前及び離岸までを加える。<br>ただし、外航船接岸時であっても22:00～06:00は閉鎖     |
| 玉島HI7号埠頭    | 1～2 | 外航船接岸時の06:00～22:00(土日祝含む)<br>外航船接岸時は、上記時間に接岸1時間前及び離岸までを加える。<br>ただし、外航船接岸時であっても22:00～06:00は閉鎖     |

# 水島港埠頭制限区域位置図

